

安城市の人事・給与についてお知らせします

「安城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成29年度の状況について公表します。

※数値は、特に記載のある場合を除き、平成29年4月1日現在のものです。

※対象となる職員は、特に記載のある場合を除き、任期の定めのない常勤職員です。(再任用職員、任期付職員、臨時職員は含みません)

●平成29年度中の任免の状況

職員定数	採用		退職		
1,096人	47人		39人		
	競争試験	他団体派遣	定年等	死亡	その他
	46人	1人	39人	0人	0人

※職員定数は、安城市職員定数条例に定められた職員の上限数。

●勤務時間

正規の勤務時間	7時間45分
開始時刻	午前8時30分
終了時刻	午後5時15分
休憩時間	正午～午後1時

●育児休業等の取得者数

	合計	男性	女性
育児休業取得者	51人	1人	50人
部分休業取得者	10人	1人	9人
育児短時間勤務取得者	0人	0人	0人
配偶者同行休業取得者	0人	0人	0人
自己啓発等休業取得者	1人	0人	1人

※平成29年度中に新たに取得した職員数。

●人事評価

人事評価制度により、職務目標の達成度や仕事の成果、職務遂行能力を評価し、人材育成や組織力向上を図る。

●サービスの状況

新規採用職員研修や階層別研修等で、地方公務員法に定められた市職員としての義務を周知徹底する研修を実施。通知文書により、服務規律を徹底。

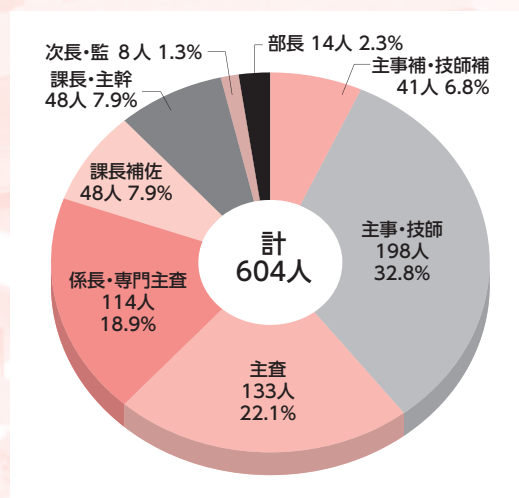
●共済組合など負担金(平成29年度決算から)

金額	1,361,764千円
職員一人当たりの負担金	1,037千円



●一般行政職の級別職員数

(平成30年4月1日現在)



●分限・懲戒処分の状況

分限処分(心身故障のための長期休養): 22人

懲戒処分: 0人

※平成29年度中に処分のあった職員数。

●研修の実施状況

一般研修(職務に応じた能力開発を目的とした研修)、特別研修(技術的実務遂行のための能力開発を目的とした研修)、派遣研修(研修機関が開催する研修会に派遣するもの)を実施。

●職員互助会負担金(平成29年度決算から)

金額	10,288千円
職員一人当たりの負担金	9千円

●人件費の状況 (平成29年度決算から)

人件費 (A)	歳出額 (B)	人件費率 (A ÷ B)
8,998,439千円	66,314,662千円	13.6%

※人件費には、特別職等に支給する給料・報酬等を含む。

●職員の平均給料月額等

(平成30年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	311,587円 (309,783円)	374,471円 (370,709円)	40.2歳 (40.0歳)
技能労務職	287,859円 (282,666円)	353,060円 (346,004円)	48.0歳 (47.0歳)
一般行政職(国)	329,845円		43.5歳

※給与には、給料のほか毎月決まって支給する手当(地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び管理職手当)を含む。

※カッコ内の数字は平成29年4月1日現在。

●特別職等の給料・報酬

(平成30年4月1日現在)

区分	月額	期末手当
市長	1,041,000円	6月期 1.55月分 12月期 1.75月分 計 3.3月分
副市長	852,000円	
教育長	749,000円	
市議会議長	576,000円	
市議会議長	533,000円	
市議会議員	480,000円	

※期末手当は、平成29年度支給割合。

●一般行政職の経験年数別平均給料月額

学歴／経験年数	初任給	10年	20年	25年	30年
大卒	184,800円	248,241円	349,300円	372,091円	406,638円
高卒	150,500円		305,350円	341,200円	

※斜線部分は該当する職員がいないことを示す。

●主な手当の支給状況

種類	内容
時間外勤務手当	正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員に支給(支給総額440,929千円、職員一人当たり支給年額383千円)
期末・勤勉手当	年間支給割合 期末手当2.6月分、勤勉手当1.8月分(職制の段階、職務の級等による加算措置有)
地域手当	給料、管理職手当及び扶養手当の12%
扶養手当	配偶者10,000円、父母等6,500円、子8,000円、16～22歳の子、孫及び弟妹一人につき5,000円加算
住居手当	家賃の額に応じて、最高27,000円まで支給
通勤手当	距離に応じて、最高29,500円まで支給(公共交通機関利用者は運賃相当額、最高55,000円)
管理職手当	管理職の責任の度合いに応じて定額支給
特殊勤務手当	著しく危険・不快・不健康な勤務や、その他困難な勤務に支給

●退職者の退職管理の状況

(平成29年度)

営利企業等に再就職した元職員が現職職員へ離職前の職務に関する働きかけをすることを禁止している。課長級以上の地位にあった元職員に対しては、再就職状況の届出を義務付けている。

	人数
退職者数(課長級以上)	9人
うち再就職者数	3人

※「再就職」に再任用職員は含まれない。

●退職手当支給割合

勤続年数／事由	自己都合	早期・定年
20年	19.669500月分	24.586875月分
25年	28.039500月分	33.270750月分
35年	39.757500月分	47.709000月分
最高限度		47.709000月分
平均支給額	3,620千円	21,985千円

※定年前早期退職募集制度は3～45%加算。